

昭和三十七年政令第二百二十七号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令
内閣は、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第一条～第三十四条）
第二章 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条～第三十七条）

附則 第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（定義）

第二章 國際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条～第三十七条）

附則

第一条 この章において、「国内」、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内國法人」又は「外國法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）。以下「法」という。第二条に規定する国内、外国居住者等、居住者、非居住者、内國法人又は外國法人をいう。

（外国の指定）

第二条 法第二条第三号に規定する政令で指定する外国は、台湾とする。

（外国居住者等の範囲）

第三条 法第一条第三号に規定する政令において同じ。の法令において、当該外国に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

（国内事業所等の範囲）

第四条 法第二条第六号イに規定する政令で定める場所は、国内にある次に掲げる場所とする。

一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所

三 その他事業を行う一定の場所（次項に規定する長期建設工事等を行う場所及び第四項に規定する特定役務提供を行う場所を除く。）

法第二条第六号イに規定する政令で定めるものは、外国居住者等の国内にある長期建設工事現

場等（外国居住者等が国内において長期建設工事等（建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれららの指揮監督の役務の提供で六月を超えて行われるもの）を行ふ場所をいい、外国居住者等の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。）

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれららの指揮監督の役務の提供（以下この項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外國居住者等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が六月を超えて行われないこととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事等に該当しないこととするが当該外國居住者等又はその関係者による当該分割建設工事等に該当しないことを除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約

を分割したときは、この限りでない。

4 法第二条第六号ハに規定する政令で定めるものは、事業を行う外国居住者等（役務の提供を内容とする事業（以下この項及び次項において「役務提供事業」という。）を行う者に限る。以下

この項において同じ。）の国内にある役務提供場所（外国居住者等の使用者その他の従業者（当該外国居住者等が行う役務提供事業のために役務の提供を内容とする事業を行う他の者の使用者その他の従業者を含む。以下この項及び次項において「使用者等」という。）が国内において特定役務提供（当該外国居住者等の次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日において開始し、又は終了する十二月の期間のうち一の十二月の期間において、当該外国居住者等の一のプロジェクト及びこれに関連するプロジェクトとして、総務省令、財務省令で定めるものについての当該外国居住者等に係る使用者等の国内における当該役務提供事業のためにする役務の提供で百八十三日を超えて行われるもの）をいう。以下この項において同じ。）を行う場所をいい、外国居住者等に係る使用者である場合、その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日

一 当該外国居住者等が非居住者である場合、その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日
二 当該外国居住者等が外國法人である場合、その事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の日からその終了の日までのいずれかの日
三 当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該外国居住者等に係る使用者等（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合）、その事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の日からその終了の日までのいずれかの日
四 用いられたる場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所並びに第二項及び前項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。

一 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すこと

二 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること

三 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること

四 その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用者等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること

五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動（その事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること

六 一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動（第一項各号に掲げる場所における当該活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものに限る。）を行うことのみを目的として、当該場所を保有すること

七 一号から第六号までに規定する政令で定める者は、国内において外國居住者等に代わって、その事業に関し、当該外國居住者等の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを反復して行使する者（当該者の国内における当該外國居住者等に代わって行う活動が、第五項第一号から第四号までに掲げる活動のいずれかのみである場合又は当該外國居住者等の事業の遂行にとつて同項第五号に規定する活動以外の活動若しくは同項第六号に規定する活動を組み合わせた活動に相当する活動のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人」という。）とする。

8 国内において外國居住者等に代わって行動する者が、その事業に係る業務を、当該外國居住者等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人に含まれないものとする。

(双方居住者の範囲)

第五条 法第三条第一項に規定する政令で定める者は、外国の法令において、当該外国に住所又は居所を有することとその他の當該外国人にこれらに類する場所を有することにより所得税に相当する税を課されるものとされているものとする。

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第六条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第十六条第一項から第三項までの規定は、居所を有することとその他の當該外国人にこれらに類する場所を有することにより所得税に相当する税(法人課税信託の受託者等に関する通則)

法第四条第一項の規定を法第三条、第四条の二から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

2 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第十四条の六第一項から第五項まで及び第七項から第十一項までの規定は、法第四条第一項の規定を法第四条の二から第七条まで、第十条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで、第十九条、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条から第三十九条まで、第四十二条及び第四十三条並びにこの章において適用する場合について準用する。

3 前二項に定めるもののほか、法人税法第四条の三に規定する受託法人又は同法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章(第九条、第十三条、第十七条、第四十一条及び第四十二条の二を除く。)又はこの章の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)

第七条 法第七条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国内にある不動産(イに掲げる資産で国内にある不動産に係るもの、ロ及びニに掲げる資産で国内にあるもの並びにハに掲げる資産で国内にある鉱石、水その他の天然資源に係るもの)を含む。第四号イ及びニにおいて「国内不動産」という。)から生ずる所得(国内において行う農業又は林業から生ずる所得を含む。)

イ 不動産の上に存する権利

ロ イに掲げるもののほか、不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある資産

ハ イ及びロに掲げるもののほか、鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取する権利の対価

を受ける権利

二 農業又は林業の用に供される家畜類又は設備

二 法第十五条第二十七項に規定する対象利子等(同項の規定により同条第一項から第十項まで及び第十九項から第二十四項までの規定を適用しないこととされる同条第二十七項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。)

三 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益(法第十八条第四項の規定により同条第一項及び第二項の規定を適用しないこととされる同条第四項に規定するその超える部分の金額に相当する部分に限る。)

四 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得

イ 国内不動産
ロ 外国居住者等(人的役務の提供を行う非居住者を除く。ロにおいて同じ。)の国内事業所等(法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。ロ、ハ及び次号イにおいて同じ。)に帰せられる資産(不動産(第一号イからニまでに掲げる資産を含む。ロ及びハにおいて同じ。)並びに国際運輸業(同条第八号に規定する国際運輸業をいう。ロ及びハにおいて同じ。)を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産(不動産を除く。)を除き、当該国内事業所等を含む。)

ハ 法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する外国居住者等(非居住者に限る。ハにおいて同じ。)で当該国内事業所等に係る人的役務の提供を行うものの当該国内事業所等に帰して同じ。)で当該国内事業所等に係る人的役務の提供を行なうものとされるものとする。

せられる資産(不動産並びに国際運輸業を営む外国居住者等の当該国際運輸業に係る船舶又は航空機及び当該船舶又は航空機の運航に係る資産(不動産を除く。)を除き、当該国内事業所等を含む。)

二 その有する資産の価額の総額のうちに次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。ニにおいて同じ。)の株式(出資及び投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十四項に規定する投資口を含む。ニにおいて同じ。)

(1) 国内不動産

(2) その有する資産の価額の総額のうちに国内不動産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式

五 十以上であるものに限る。)の株式(二)に掲げる株式に該当するものを除く。)

(3) (2) 又は(4)に掲げる株式を有する法人(その有する資産の価額の総額のうちに国内不動産及び(2)から(4)までに掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。)の株式(二)に掲げる株式に該当するものを除く。)

(4) (3)に掲げる株式を有する法人(その有する資産の価額の総額のうちに国内不動産及び(2)から(4)までに掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。)の株式(二)に掲げる株式に該当するものを除く。)

六 外国居住者等(非居住者に限る。以下この号において同じ。)の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める人的役務の提供に対する報酬

イ 当該外国居住者等が法第二条第六号イに掲げる国内事業所等を有する場合(当該外国居住者等が支払を受ける人的役務の提供に対する報酬のうち当該国内事業所等に帰せられるものに限る。)の株式(二)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。)

六 人物的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う人物的役務の提供に基因するものに限る。)の株式(二)及び(3)に掲げる株式に該当するものを除く。)

七 国内において芸能人等の役務提供を内容とする事業を行なう外国居住者等が受ける当該芸能人等の役務提供に係る対価

二 法第七条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で所得税法施行令第二百八十二条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受けける当該人的役務の提供に係る対価とする。

三 法第七条第二項第二号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で法人税法施行令第二百七十九条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受けける当該人的役務の提供に係る対価とする。

四 法第七条第七項において非居住者又は外国人が支払を受ける同項に規定する第三国団体対象事業所得について所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百七十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項第一号中「第一百六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の額のうち次編第五章の規定の適用を受けない部分」とあるのは、「外国人居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項(事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等)に規定する第三国団体対象事業所得」と読み替えるものとする。

五 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令(昭和六十二年政令第三百三十五号。以下この章において「租税条約等実施特例政令」という。)第二条の二第二項から第四項までの規定は、法第七条第八項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の二第二項から第四項までの規定中「申告不要第三国团体配当等」とあるのは、「申告不要第三国团体対象配当等」と読み替えるほ

か、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

か、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の三第十二条法第十一条第一項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について第七条 項から第十五項まで同項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合第九項 で
4 租税条約等実施特例政令第二条の三第十六条項の規定は法第十二条項において準用する法 第七条第十八条項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び 雜所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政 令第二条の三第十七条項から第二十項までの規定は法第十二条項において準用する法第七条第十八項後 段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例 政令第二条の三第十六条項の規定又は同条第十七条項から第二十項までの規定の読み替えについては、 それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。 (国際運輸業に係る所得に対する事業税の非課税等)

第五条 第十二条 法第十二条第一項に規定する対象国際運輸業所得には、外国居住者等がその営む国際運輸業に付随して次に掲げる業務を行う場合における当該業務に係る所得（地方税法第七十二条の十二第一号に規定する付加価額及び同条第二号に規定する資本金等の額を含む。）を含むものとする。

一 船舶又は航空機の貸付け

二 前号に掲げる貸付け又は船舶若しくは航空機による旅客若しくは物品の運送の取次ぎ、媒介、代理その他これらに類する行為

三 旅客若しくは貨物を空港へ運送し、又はこれを空港から運送する行為

2 次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令第二条の四の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる同条の規定の読み替えについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。

第一項及法第十二条第五項に規定する特別適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第二項	所得、一時所得及び雜所得について同項において準用する法第八条第二項の規第一項
第三項及法第十二条第六項に規定する特別適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜第八条 び第四項	所得について同項において準用する法第八条第四項の規定の適用がある場合
第五項及法第十二条第五項に規定する特別適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第六項	所得について同項において準用する法第八条第四項の規定の適用がある場合
第七項及法第十二条第六項に規定する特別適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜第八条 び第八項	所得について同項において準用する法第八条第七項の規定の適用がある場合

(国際運輸業に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第十二条 租税条約等実施特例政令第二条の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者について法第十三条第一項において準用する法第九条第一項又は法第十三条第二項において準用する法第九条第二項の規定の適用がある場合については、第一項の規定の適用がある場合

(外国関連者との取引に係る課税の特例)

第十三条 法第十四条第一項に規定する政令で定める特殊の関係は、同項の外国居住者等と同項の居住者又は内国法人との間に事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を保有する關係その他の間に準ずる關係がある場合に、当該外国居住者等と当該居住者又は内国法人との間の取引につき、租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定に相当する当該居住者又は内国法人との間の取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該居住者又は内国法人との間の取引につき

支払われるべき対価の額で行われたものとみなして当該外国の所得税又は法人税に相当する税を課することとされているときにおけるこれらの関係とする。

2 法第十四条第四項に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第六十六条の四第五項に規定する政令で定める場合に相当する場合その他のこれに準ずる場合に法第十四条第四項の居住者又は内国法人に係る外國関連者と同項の非関連者との間の取引につき租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定に相当する外国の法令の規定の適用上当該取引が当該居住者又は内国法人に係る外國関連者の法第十四条第一項に規定する外國関連取引に相当する取引とみなすこととされるときにおけるこれらの場合とする。

3 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十二第十項の規定は、法第十四条第四項の規定により同条第一項に規定する外國関連取引とみなされた取引に係る同項に規定する独立企業間価格について準用する。この場合において、同令第三十九条の十二第十項中の「同条第二項」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税率に関する法律第十四条第二項」と、「前項」とあるのは「同条第四項」と、「法人」とあるのは「居住者又は内国法人」と、「国外関連者」とあるのは「外國関連者」と読み替えるものとする。（配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等）

第十四条 法第十五条第二項に規定する外国の中央銀行その他の政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 外国の中央銀行

二 外国の輸出の促進を目的とする金融機関であつて当該外国の権限のある機関によりその発行

総務省、財務省令で定めるものとして総務省令、財務省令で定めるもの

2 法第十五条第二項に規定する外國居住者等が支払を受ける同項に規定する対象利子に係る同項に規定する政令で定める金融機関は、前項第二号に掲げる金融機関とする。

3 第七条第四項の規定は、法第十五条第十二項において準用する法第七条第七項において非居住者又は外國法人が支払を受ける法第十五条第十二項において準用する第三国団体対象配当等について所

得税法第七十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第四項

中「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三

国団体対象事業所得」とあるのは、「第十五条第七項（配当等に対する所得税の税率の特例等）に規定する第三国団体対象配当等の額のうち同項又は同条第八項の規定の適用を

受けるもの」と読み替えるものとする。

4 次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定は、それぞれ同表の中欄に掲げる場合について準用する。この場合における同表の上欄に掲げる租税条約等実施特例政令の規定の読み替えについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定の例による。

第二条の二第二項法第十五条第十三項に規定する申告不要第三国団体対象配当等に係る利第七条 から第四項まで	子所得及び配当所得について同項において準用する法第七条第八項後段第五項 の規定の適用がある場合
第二条の三第一項法第十五条第十項に規定する特定対象利子に係る利子所得について同第七条 から第四項まで	項において準用する法第七条第十項後段の規定の適用がある場合
第二条の三第五項法第十五条第十項に規定する特定対象収益分配に係る配当所得について同第七条 から第八項まで	第七条第十五項において準用する法第七条第十二項後段の規定の適用がある場合
第二条の三第九項法第十五条第十六項に規定する特定対象配当等に係る利子所得第七条 から第十一項まで	第七条第十五項において準用する法第七条第十二項後段の規定の適用がある場合
第二条の三第十二項法第十五条第十七項に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得について第七条 から第十五項まで	第七条第十五項において準用する法第七条第十六項後段の規定の適用がある場合

5	租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項の規定は法第十五条第十八項において準用する法第七条第十八項後第七条第十九項後段に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得の金額一時所得の金額及び雜所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額について、租税条約等実施特例政令第二条の三第十七項から第二十項までの規定は法第十五条第十八項に規定する特定対象給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雜所得について同項において準用する法第七条第十八項後段の規定の適用がある場合について、それぞれ準用する。この場合における租税条約等実施特例政令第二条の三第十六項の規定又は同条第十七項から第二十項までの規定の読み替えについては、それぞれ第七条第十項の規定又は同条第十一項の規定の例による。
6	法第十五条第十九項第二号に規定する政令で定める税率は、百分の八・五とする。
7	法第十五条第十七項に規定する政令で定める特殊の関係は、租税特別措置法第四十条の三の三第二項第一号イに規定する特殊の関係とする。
8	法第十五条第十七項の規定を適用する場合において、同項に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。
9	法第十五条第二十九項第一号に規定する政令で定める所得は、次に掲げるものとする。
10	一 所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当（次に掲げる受益権に係るものを除く。） 二 利益の配当、剩余金の分配、金銭の分配又は基金利息その他経済的な性質がこれらに準ずる イ 所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託以外の同項第十 五号の二に規定する公社債等運用投資信託の受益権 ロ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十条第一項第二号に規定す る社債的受益権
11	二 所得税法第一条第一項第十二号の二に規定する投資信託（同項第十五号に規定する公社債投 資信託及び同項第十五号の二に規定する公債等運用投資信託を除く。）又は同項第十五号の 五に規定する特定受益証券発行信託の収益の分配
12	法第十五条第二十九項第二号に規定する政令で定める所得は、次に掲げるものとする。
13	一 法第十五条第二十九項第二号に規定する信用に係る債権から生ずる所得 二 所得税法第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号に規定する公社債投 資信託又は同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託の収益の分配
14	三 所得税法第二十四条第一項に規定する剩余金の配当（前項第一号イ又はロに掲げる受益権に 係るものに限る。）
15	四 所得税法第一百六十一条第一項第十号に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買 取引から生ずる同号に規定する政令で定める差益
16	五 所得税法第一百七十四条第三号から第八号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益 六 租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等 (配当等に対する特別徴収に係る住民税の特例)
17	第一項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第二項
18	第三項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第四項
19	第五項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第六項

第七項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第八項
所得について同条第五項において準用する法第八条第九項の規定の適用がある第四項

第七項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第八項
所得について同条第五項において準用する法第八条第九項の規定の適用がある第四項

第一項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第二項
第三項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第四項
第五項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第六項
所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項
所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項

第一項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第二項
第三項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第四項
第五項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第六項
所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項
所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項

第一項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第二項
第三項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第四項
第五項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第六項
所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項
所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項

第一項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第二項
第三項及法第十六条第三項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雜所得 び第四項
第五項及法第十六条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡第八条 び第六項
所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項
所得について同項において準用する法第八条第二項の規定第一項

- した金額から第一項第一号の規定により計算した金額に当該償還差益の額のうちに当該株主等償還差益の額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額
- 二 当該償還差益について適用される法第十八条第一項の規定により第一項第二号に定める金額が還付される場合 零
- 4 租税特別措置法第三条第四項の規定は第一項各号及び第二項第一号に規定する源泉徴収による所得の額について、同条第五項及び第六項の規定は第一項各号及び第二項各号に規定する所有期間割合について、それぞれ準用する。
- 5 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付は、外国居住者等又は外國法人が総務省令、財務省令で定めるところにより還付請求書を提出した場合に限り、割引債の償還（買入消却を含む）の際、還付する。
- 6 租税特別措置法施行令第二十六条の十二第二項後段及び第一六条の十四の規定は、前項の還付をする金額について準用する。
- 7 法第十八条第一項又は第二項の規定による還付を受ける外国居住者等又は外國法人に対する租税特別措置法施行令第二十六条の十一の規定の適用については、同条第一項中「により計算した金額」とあるのは「に準じて計算した金額から外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第十七条第一項から第三項までの規定により計算した還付する金額を控除した残額」と、「同条第一項第一号」とあるのは「法人税法施行令第二百四十四条の二第一項第一号」とする。
- 8 法第十八条第四項に規定する政令で定める特殊の関係は、租税特別措置法第四十条の三の三第一項第一号に規定する特殊の関係とす。
- 9 法第十八条第四項の規定を適用する場合において、同項に規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それぞれの取引が行われた時の現況によるものとする。
- （資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）
- 第十八条** 法第十九条第一項第一号に規定する政令で定める国内源泉所得は、第七条第一項第四号法第十九条第一項第二号に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。
- 一 所得税法施行令第二百八十二条第一項第三号（山林の伐採による所得に係る部分に限る。）に掲げる所得（林業から生ずる所得に該当するものを除く。）
- 二 所得税法施行令第二百八十二条第一項第四号又は第六号に掲げる所得（第七条第一項第四号（口から二までに係る部分に限る。以下この項において同じ。）に掲げる所得を除く。）
- 三 所得税法施行令第二百八十二条第一項第七号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 四 所得税法施行令第二百八十二条第一項第八号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 3 法第十九条第一項第三号に掲げる所得が所得税法第二百六十二条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当する場合には、当該所得は、当該国内源泉所得のみに該当するものとして、法第十九条第一項及び第三項から第六項までの規定を適用する。
- 4 法第十九条第一項第一号に規定する政令で定める国内源泉所得は、第七条第一項第四号イ、ロ及びニに掲げる資産以外の資産の譲渡により生ずる所得とする。
- 5 法第十九条第二項第二号に規定する政令で定める国内源泉所得は、次に掲げる国内源泉所得とする。
- 一 法人税法施行令第二百七十八条第一項第三号（山林の伐採による所得に係る部分に限る。）に掲げる所得（林業から生ずる所得に該当するものを除く。）
- 二 法人税法施行令第二百七十八条第一項第四号又は第六号に掲げる所得（第七条第一項第四号（口及びニに係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる所得を除く。）
- 三 法人税法施行令第二百七十八条第一項第七号に掲げる所得（第七条第一項第四号に掲げる所得を除く。）
- 6 第七条第四項の規定は、法第十九条第六項において準用する法第七条第七項において非居住者又は外國法人が支払を受ける法第十九条第六項に規定する第三回国体対象譲渡所得について所得税法第二百七十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三回国体対象事業所得」とあるのは、「第十九条第五項（資産の譲渡により生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税）に規定する第三回国体対象譲渡所得」と読み替えるものとする。
- 7 第十九条 法第二十条第三項に規定する政令で定めるものは、所得税法施行令第二百八十五条第一項第二号（勤務に係る部分を除く。）に掲げる勤務その他の人的役務の提供とする。
- （報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）
- 第二十条** 法第二十二条第二項の規定により還付する所得税については、所得税法施行令第二百九十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第二百七十三条第一項（退職所得の選択課税による還付）」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項（報酬の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）」と、同条第三項中「法第二百七十三条第一項第三号」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二十二条第一項第二号」と読み替えるものとする。
- （居住者等が運航する船舶等において行う勤務に基因するものの範囲）
- 第二十一条** 法第二十三条规定する政令で定める給与は、所得税法第二百六十二条第一項第二号イ又はハに掲げる給与のうち、次に掲げる人的役務の提供（居住者又は内國法人が法第二十三条第二項の外国居住者等に係る外国の各地間ににおいてのみ運航する船舶又は航空機において行う勤務に限る。）に基因するものとする。
- 一 所得税法施行令第二百八十五条第一項第二号に掲げる勤務その他の人的役務の提供
- 二 所得税法第二百六十二条第一項第十二号ハに規定する政令で定める人的役務の提供（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）
- 第二十二条** 第二十条の規定は、法第二十五条において準用する法第二十二条第二項の規定により還付する所得税について準用する。この場合において、第二十条中「第二十二条第一項（とあるのは「第二十五条（給与の支払を受ける外国居住者等が短期滞在となつた場合の所得税の還付を受けるための申告等）において準用する同法第二十二条第一項（と、第二十二条第一項第二号」とあるのは「第二十五条において準用する同法第二十二条第一項第二号」と読み替えるものとする。
- （法人の住民税の均等割が非課税となる法人）
- 第二十三条** 法第二十九条第一項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等（法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。次項において同じ。）を通じて国際運輸業（法第二条第八号に規定する国際運輸業をいう。次項において同じ。）を営む外国法人である外国居住者等とする。
- 2 法第二十九条第二項に規定する法人として政令で定めるものは、国内事業所等を通じて国際運輸業を営む外国法人である外国居住者等とする。
- （資産の取得費に相当するものの範囲）
- 第二十四条** 租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の七第一項の規定は、法第三十条第一項に規定する政令で定める金額について準用する。
- （外国において租税を課することができることとされる所得）
- 第二十五条** 法第三十二条第一項第一号に規定する政令で定めるものは、外国において所得税法第二十五条第一項に規定する外國所得税が課される所得とする。
- 2 法第三十二条第三項において準用する同条第一号に規定する政令で定めるものは、外国において法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税が課される所得とする。

（還付加算金を付さないこととする要件等）

第二十六条 稟税条約等実施特例政令第六条第一項の規定は、法第三十二条第四項において準用す

2 る租税条約等実施特例法第七条第三項の規定を適用する場合について準用する。
去第三十二条第六項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とし得る。

第三二二条第一項に規定する政令第一項の要件を満足する場合に於ては、前項の規定による認定を受けることとする。

法第三十一条第一項は規定する課税標準等又は稅額等は、乞同項の國稅局長官の確認があつて

二　外国の租税に関する権限のある機関が、法第三十二条第一項の異なることとなつた内容を基礎として当該外国に係る外国居住者等に係る同条第二項において準用する租税条約等実施特例法第七条第一項に規定する租税の課税標準等若しくは税額等又は居住者若しくは内国法人に係る法第三十二条第三項において準用する租税条約等実施特例法第七条第二項に規定する租税の課税標準等が計算されたことにより当該外国居住者等又は当該居住者若しくは内国法人が納付すべき租税に係る延滞税に相当する税の全部又は一部を免除すること（その免除する金額の計算の基準による期間につき國税専長官が准認した場合に限る）。

第二十七条 法第三十三条第三項第一号に規定する政令で定める日は、同条第一項の国税庁長官の准認があつてのこととする。

2 法第三十三条第四項の

社団等を含む。次条第二項及び第七項において同じ。)の法第三十三条第四項の規定により益金

の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条规定の適用についてはこれらの規定で規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額（同法第二条第十八号に規定する

の規定に規定する所得の全額を（三款第一項に規定する一回の利潤の金額を除く）法人税法施行令の規定による積立金額をいう。次条第二項及び第七項において同じ。）の計算については法人税法施行令

第九条第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

3
国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十二条及び第二十三条第一項の規定は、法第三十三条の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同項中「還付金

等〔〕とあるのは「特別過誤納金等」(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非

課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十三条第六項（源泉徴収による所得説に係る特別過誤申金の支給）の規定により読み替えて二点、「還付金等を二

徴取り。各所得種に係る特別追課納金の支給)の規定に「い語の替りられか」とあるのは「特別過誤納金等を」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等所得相互免除法

第三十三条第三項に規定する加算金」と、「還付金等が」とあるのは「特別過誤納金等が」と読

4 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第六条の七の規定は、法第三十三条规定するものとする。

の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令附則第六条の七中「還付金

者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第七項の規定により読み替えられた法附則第九条の「第一項」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等の

所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十三条第三項に規定する加算

金」と読み替えるものとする。
(個人の主民税に係る特別賃料内金の支給)

(個人の住居移転による特別追記金の支給)

確認があつた日とする。

法第三十四条第四項の規定を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条规定及び第五項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所

得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九条第一号イに規定

する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

地方税法施行令第六条の十三第一項及び第二項並びに第六条の十四第一項の規定は、法第三十九条第一項から第八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第

六条の十三第一項中「過誤納金の還付」とあるのは「特別過誤納金等（外国居住者等の所得に對

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第六項の規定により読み替えられた法第十七条に規定する特別過誤納金等をいう。次条第一項において同じ。)の支払」と、同条第二項中「還付」とあるのは「支払」と、同令第六条の十四第一項中「過誤納金」とあるのは「特別過誤納金等」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第三項に規定する加算金」と読み替えるものとする。

4 道府県知事が利子割(地方税法第二十三条第一項第三号の二に掲げる利子割をいう。)として納入された金額に係る法第三十四条第一項に規定する特別過誤納金(次項において「特別過誤納金」という。)の支払をし、又は充当(地方税法第十七条の二第二項から第三項までの規定による充当をいう。次項において同じ。)をした場合における地方税法施行令第九条の十五第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は利子割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

5 道府県知事が配当割(地方税法第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。)として納入された金額に係る特別過誤納金の支払をし、又は充当をした場合における地方税法施行令第九条の十九第一項の規定の適用については、同項の表八月の項中「還付金」とあるのは、「還付金又は配当割として納入された金額に係る外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金」とする。

6 法第三十四条第十一項第一号に規定する政令で定める日は、同条第九項の国税庁長官の確認があつた日とする。

7 法第三十四条第十二項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により益金の額に算入されない金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に、当該法人の利益積立金額の計算については法人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の金額に、それぞれ含まれるものとする。

8 地方税法施行令第六条の十三第一項及び第二項並びに第六条の十四第一項の規定は、法第三十条第九項から第十六項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第六条の十三第一項中「過誤納金の還付」とあるのは「特別過誤納金等(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第十四項の規定により読み替えられた法第十七条に規定する特別過誤納金等をいう。次条第一項において同じ。)の支払」と、同条第二項中「還付」とあるのは「支払」と、同令第六条の十四第一項中「過誤納金」とあるのは「特別過誤納金等」と、「還付加算金」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第十一項に規定する加算金」と読み替えるものとする。

(外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除)

第二十九条 法第三十五条に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 法第三十五条に規定する国外関連取引に係る同条に規定する独立企業間価格につき法第三十条第一項の国税庁長官の確認があつたこと。

二 外国の租税に関する権限のある機関が、前号の独立企業間価格に相当する金額に基づき法第三十五条に規定する特定国外関連者に係る当該外国の租税を減額し、かつ、その減額により還付をする金額に、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十八条第一項に規定する還付加算金に相当する金額の全部又は一部を付さないこと(その付さない金額の計算の基礎となる期間につき国税庁長官が確認した場合に限る)。

法第三十五条に規定する納付すべき法人税に係る延滞税は、租税特別措置法第六十六条の第四項の規定を適用した場合に納付すべき法人税の額から同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付すべき法人税の額に相当する金額を控除した金額を基に延滞税とし、法第三十五条に規定する地方法人税に係る延滞税は、同項の規定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額から同

第二項	法第三百二十二条の十一の二第二項	法第三百二十二条の十一の二第二項	法第三百二十二条の十一の二第二項	法第三百二十二条の十一の二第二項	法第三百二十二条の十一の二第二項	法第三百二十二条の十一の二第二項
第三項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項
第三号	者は同項の申立て	者は同項の申立て	者は同項の申立て	者は同項の申立て	者は同項の申立て	者は同項の申立て
第二号	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項	法第三百二十二条の十一の二第一項の二第一項
第三項	法人税割額	法人税割額	法人税割額	法人税割額	法人税割額	法人税割額
第三号						

7 法第三百二十二条第五項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第三百二十二条第五項に規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用、同法第六十六条の四の三第一項の規定の適用若しくは同法第六十七条の十八第一項の規定の適用に係る同法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて地方税法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割（法第三十八条第一項に規定する所得割をいう。以下この項において同じ。）の額若しくは付加価値割（法第三十八条第一項に規定する付加価値割をいう。以下この項において同じ。）の額又は該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が地方税法第七十二条の三十九第一項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割の額若しくは付加価値割の額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額」という。）から、当該更正決定のうち法第三百二十二条の二第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべきものとされる所得割の額又は付加価値割の額（次号において「猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額」という。）を控除した金額

二 申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額から、猶予対象以外の所得割の額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額

法第三百二十二条第五項に規定する確認がない場合は、他の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は、道府県知事が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一 法第三百二十二条第一項の外国の租税に関する権限のある機関が当該外国の法人税に相当する税額又は付加価値割の額を基礎として徴収することとされる過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金の額を控除した金額

二 法第三百二十二条第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額に關し法第三百二十二条第一項の課税上同項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認めるに至らないと國税庁長官が認めた場合

法第三百二十二条第一項に規定するその異なることとなつた内容を基礎とすることとなると認めるに至つた内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。

附 則（昭和三九年四月二七日政令第三三〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の規定は、昭和三十七年五月二十五日から適用する。

附 則（昭和四〇年三月三一日政令第九九号）抄

（施行期日）
この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月二五日政令第一七三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、昭和四〇年五月二五日から施行する。

附 則（昭和四〇年八月一二日政令第二七九号）抄

この政令は、昭和四十年八月二十二日から施行する。
この政令は、昭和四十年八月二十二日から施行する。

附 則（昭和四〇年八月五日政令第一三三号）抄

この政令は、昭和四〇年八月五日から施行する。
この政令は、昭和四〇年八月五日から施行する。

附 則（昭和四三年七月二十五日政令第二五七号）抄

この政令は、昭和四十三年七月二十六日から施行する。
この政令は、昭和四十三年七月二十六日から施行する。

附 則（昭和四三年一〇月二四日政令第三二一号）抄

この政令は、昭和四十三年十月二十五日から施行する。
この政令は、昭和四十二年六月九日から施行する。

附 則（昭和四三年七月二十五日政令第二五七号）抄

この政令は、昭和四十三年七月二十五日から施行する。
この政令は、昭和四十三年七月二十五日から施行する。

附 則（昭和四四年四月一一日政令第九九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年六月二八日政令第一七八号）

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年八月五日政令第二一七号）抄

この政令は、昭和四四年八月六日から施行する。
この政令は、昭和四四年八月六日から施行する。

附 則（昭和四五年三月二十五日政令第二二号）

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五五年一〇月一七日政令第三一八号）

この政令は、昭和四十五年一〇月二十九日から施行する。
この政令は、昭和四十五年一〇月二十九日から施行する。

附 則（昭和四六年一二月六日政令第三六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年五月三〇日政令第一七〇号）

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、昭和五十年六月四日から施行する。
改正後の外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令別表中中華人民共和国に係る部分は、昭和四十九年九月一日以後における同令第一条に規定する国際運輸業（同条の規定に該当する同条各号に掲げる業務を含む。）に係る所得について適用し、同日前における当該国際運輸業に係る所得については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年八月一六日政令第二五二号）

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の別表中アルゼンチン共和国に係る部分は、昭和四十四年分以後の所得税及び昭和四十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。
改正前の別表中ノヴィエト社会主義共和国連邦に係る部分は、昭和五十年六月四日以後における同令第一条に規定する国際運輸業（同条の規定に該当する同条各号に掲げる業務を含む。）に係る所得について適用し、同日前における当該国際運輸業に係る所得については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年九月八日政令第二三九号）

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の別表中アルゼンチン共和国に係る部分は、昭和四十九年分以後の所得税及び昭和四十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。
改正前の別表中ノヴィエト社会主義共和国連邦に係る部分は、昭和五十年六月四日以後における同令第一条に規定する国際運輸業（同条の規定に該当する同条各号に掲げる業務を含む。）に係る所得について適用し、同日前における当該国際運輸業に係る所得については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年一月一四日政令第三〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の別表中アルゼンチン共和国に係る部分（事業税に係る部分に限る。）は、昭和四十九年度分以後の個人の事業税及び昭和四八年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用する。

附 則（昭和五一年七月一五日政令第一九七号）

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の別表中台湾に係る部分は、昭和五十五年分以後の所得税及び昭和五十六年度分以後の個人の事業税及び昭和四八年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用する。

附 則（昭和五一年九月一七日政令第一九七号）

この政令は、昭和五十八年九月十八日から施行する。
この政令は、昭和五十八年九月十八日から施行する。
改正前の別表中華人民共和国の項に規定する所得に対する昭和五十九年度分以前の個人の事業税及び昭和五十九年一月一日以前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年六月二六日政令第二一六号）

この政令は、公布の日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。
改正前の別表中華人民共和国の項に規定する所得に対する昭和五十九年度分以前の個人の事業税及び昭和五十九年一月一日以前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

に関する法律施行令（以下「旧震災特例法施行令」という。）、第九条の規定による改正前の国税通則法施行令、第十一條の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令、第十三条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の法人税法施行令の一部を改正する政令及び第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和二年九月四日政令第二六四号）抄

（施行期日）この政令は、令和四年四月一日から施行する。

第一条 附 則（令和五年三月三一日政令第一四七号）

この政令は、令和七年一月一日から施行する。

別表（第三十六条関係）

外国	非課税所得	税目
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国の居住者が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税及び事業税
オランダ王国	オランダ王国に登録されている船舶による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住民税及び事業税
アルゼンチン共和国	アルゼンチンの企業が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住民税及び事業税
レバノン共和国	レバノン共和国の居住者が営む船舶又は航空機による国際運輸業に係る所得	所得税、法人税、住民税及び事業税
イラン・イスラム共和国	イラン・イスラム共和国の法人が営む航空機による国際運輸業に係る所得	所得税及び法人税

備考

一 この表の非課税所得欄に掲げる所得には、日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に基づき当該所得に対応する同表の税目欄に掲げる税を免除される国際運輸業に係る所得を含まないものとする。

二 この表中「アルゼンチン共和国の企業」とは、アルゼンチン共和国政府、アルゼンチン共和国の租税に關し同国の居住者であり、かつ、日本国の租税に關し所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者でない個人（死亡した当該個人の未分割の財産がアルゼンチン共和国の租税に個人として取り扱われる間ににおける当該財産を含む。）及びアルゼンチン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に關し法人として取り扱われる団体を含む。）をいう。

三 この表中「レバノン共和国の居住者」とは、レバノン共和国の租税に關し同国の居住者であら、かつ、日本国の租税に關し所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者でない個人及びレバノン共和国に本店又は主たる事務所を有する法人（同国の租税に關し法人として取り扱われる企業を含む。）をいう。

四 この表中「住民税」とは、道府県民税（道府県民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）及び市町村民税（市町村民税たる都民税を含むものとし、所得割又は法人税割に限るものとする。）をいう。